

生駒市いじめ防止基本方針（令和 3 年 4 月・令和 4 年 4 月）新旧対照表

令和 3 年 4 月	令和 4 年 4 月
<p>(1 ページ)</p> <p>また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層見えにくいものになっている。</p> <p>生駒市の現状として、全国学力・学習状況調査の結果から、学力に関しては平均正答率が全国平均を上回る結果となっているが、規範意識については全国平均より低い状況であり、あわせて SNS を介したいじめ事案が増加傾向にあることから、道徳心の育成や SNS 利用を含めた情報モラル教育の推進が急務となってい</p>	<p>(1 ページ) 囲み部分加筆・修正</p> <p>加えて昨今は、インターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」が、いじめを一層見えにくいものになっている。</p> <p>いじめ行為を直接実行せずとも、さまざまな理由によっていじめを傍観している児童生徒が存在する。傍観児童生徒の存在は、それ自体がいじめ行為を定着させ、あるいは強化させる危険性を持っている。いじめの傍観者はいじめの加害者に準ずる存在である。報復を恐れていじめを制止することができない児童生徒も、教師や保護者に相談するなどして、いじめの解消に関与することができる。いじめの傍観者がいじめの監視者となれば、いじめのない学校づくりにおおいに貢献するはずである。いじめを放置しない環境づくりをすることが肝要である。</p> <p>全国学力・学習状況調査の結果に照らすと、生駒市の現状は、学力に関しては平均正答率が全国平均を上回るものの、規範意識については全国平均より低い状況であり、あわせて SNS を介したいじめ事案が増加傾向にあることから、道徳心の育成や SNS 利用を含めた情報モラル教育の推進が急務となっている。</p>

る。

生駒市では、これまでも「いじめはどの子ども、どの学校にも起こりかねないものであるが、絶対に見逃してはならない行為である」という考えのもとに、様々な取組を行ってきたが、いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、学校と家庭が情報を共有し、同じ歩調で子どもに指導する必要がある。

また、現代社会においては、昔に比べて友人同士、家庭内、地域におけるコミュニケーションが希薄になり、良好な人間関係を築くことが苦手な子どもが増えている現状を踏まえ、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、社会総がかりでいじめを根絶することが必要であり、市としても組織作りを進めているところである。

本市が平成 28 年 6 月に策定した「教育大綱」の基本方針「21 世紀を生き抜く優しくたくましい人づくり」を進めるために、また、平成 25 年に制定、施行された「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）に基づくいじめの防止等のための対策を包括的かつ効果的に推進するために、「生駒市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定するものである。

生駒市では、これまでも「いじめはどの子ども、どの学校にも起こりかねないものであるが、絶対に見逃してはならない行為である」という考えのもとに、様々な取組を行ってきた。いじめをめぐる状況を改善するためには、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、学校と家庭が情報を共有し、協同しつつ子どもに指導する必要がある。

また、現代社会においては、昔に比べて友人同士、家庭内、地域におけるコミュニケーションが希薄になり、良好な人間関係を築くことが苦手な子どもが増えている。そうした現状を踏まえ、家庭、地域及び関係機関等の力を積極的に取り込み、地域社会が一丸となっていじめの根絶に取り組むことが必要であり、市としても組織作りを進めているところである。

本市が令和 2 年 6 月に策定した「教育大綱」の基本方針「21 世紀を生き抜くしなやかでたくましい人づくり」を進めるために、また、平成 25 年に制定、施行された「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）に基づくいじめの防止等のための対策を包括的かつ効果的に推進するために、「生駒市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）の施行状況を検討し、一部を改定するものである。

(2 ページ)

・インターネットを介して、誹謗中傷されたり、個人情報をあかさされたりする。 等

(2 ページ)

2 基本理念

(1) いじめ防止等の対策により、市内すべての学校の児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。

(2 ページ)

3 基本的な考え方

(2 ページ) 囲み部分加筆

・インターネットを介して、誹謗中傷されたり、個人情報をあかさされたりする。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2 ページ) 囲み部分修正

2 基本理念

(1) いじめ防止等の対策により、市内すべての学校の児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。

(3 ページ) 囲み部分修正

3 基本的対応方針

(2 ページ)

3-1 いじめの防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- (2) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団を作る。
- (4) 児童会、生徒会等によるいじめ防止のための啓発活動を行う。

(2 ページ)

3-2 いじめの早期発見

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- (1) 児童生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、

(3 ページ) 囲み部分加筆・修正

3-1 いじめの防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

加えて、当初はいじめの加害者でなくとも、いじめを認識した時点で「第三者ではなく、いじめの当事者となる」という意識を持たせるように指導する。いじめを直接制止できなくとも、いじめをやめさせるために自らにもできることがあるという認識をもたせることによって、いじめ行為への感度を高める。

- (1) 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- (2) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる態度を育てる。
- (4) 児童会、生徒会等を主体としていじめ防止のための啓発活動に取り組ませる。

(3 ページ) 囲み部分加筆・修正

3-2 いじめの早期発見

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しているため、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- (1) 児童生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、

個人面談等による情報収集)

(2) 児童生徒の言動に注意する。

(3 ページ)

3-3 いじめへの対処

いじめ問題が発生したときは、きめ細かく事実確認を行い、すばやく適切な対応を進め、関係する児童生徒や保護者が納得する解決とする。

(1) いじめられている児童生徒の立場に立ち、きめ細かく事実確認を行う。

(3 ページ)

3-3 いじめへの対処

(6) いじめ解消後も、定期的な家庭訪問等により保護者と連絡を密にする。

個人面談等による情報収集)

(2) 日常生活における児童生徒の言動に注意する。

(3 ページ) 囲み部分修正

3-3 いじめへの対処

いじめがある恐れを認知したとき、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保した上で、きめ細かく事実確認を行い、すばやく適切な対応を進め、関係する児童生徒や保護者が納得する解決を図る。

(1) いじめの被害者である児童生徒の立場に立ち、きめ細かく事実確認を行う。

(4 ページ) 囲み部分加筆・修正

3-3 いじめへの対処

(6) いじめ解消後も、定期的な家庭訪問等により、いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援と、いじめを行った児童生徒及びその保護者に対する助言を継続的に行う。

(7) いじめを傍観した児童生徒に対しても、いじめを傍観することはいじめに荷担することになるため、自らとりうる対応がなかったかどうかの反省を求め、傍観せずに可能な行動を起こすように指導する。

(3 ページ)

3-4 地域社会・家庭との連携

「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」との法の規定を踏まえ、児童生徒の規範意識を養うため指導等を適切に行うことができるよう保護者、家庭への支援に努め、社会みんなで児童生徒を見守り、健全な成長を促すため、学校、地域、家庭が積極的に連携を進める。

(3 ページ)

3-4 地域社会・家庭との連携

(3) 学齢期に受けたいじめ経験が、その後の人格形成や対人関係に大きな負の影響をもたらすことを認識し、地域社会全体がいじめを許さないという姿勢を明示し、成人期も視野に入れた生涯教育的な視点でいじめをとらえる。

3-5 関係機関との連携

学校における教育上の指導だけでなく、関係機関との連携により、いろいろな側面からいじめ問題の解決を図る。

(4 ページ) 囲み部分加筆・修正

3-4 地域社会・家庭との連携

「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」との法の規定を踏まえ、児童生徒の規範意識を養うため指導等を適切に行うことができるよう保護者、家庭への支援と啓発に努め、社会みんなで児童生徒を見守り、健全な成長を促すため、学校、地域、家庭が積極的に連携を進める。

(4 ページ) 囲み部分修正

3-4 地域社会・家庭との連携

(3) 学齢期に受けたいじめ経験が、その後の人格形成や対人関係に大きな負の影響をもたらすことを認識し、地域社会全体がいじめを許さないという姿勢を明示し、成人期を含む生涯教育的な視点でいじめをとらえる。

3-5 関係機関との連携

学校における教育上の指導だけでなく、関係機関との連携により、さまざまな側面からいじめ問題の解決を図る。

(4 ページ)

1-3 いじめの防止

(4) インターネットを介して行われる「ネット上のいじめ」の防止のため、SNS 利用を含めた情報モラル教育を推進するなど、社会的意識を高め、保護者、地域社会への啓発に努める。

(5 ページ)

1-5 いじめへの対処

(3) 早期に警察に相談することが必要な事案や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じることが懸念される事案については、すみやかに警察に通報・相談の上、警察と連携し対処する。

(5 ページ)

1-7 関係機関との連携

(2) 警察との連携を強化し、スクールサポーターとの情報共有を積極的に行い、いじめ問題への早期対応、支援に努める。

(5 ページ)

2-1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第 13 条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、県及び市の基本方針を

(5 ページ) 囲み部分修正

1-3 いじめの防止

(4) インターネットを介して行われる「ネット上のいじめ」を防止するため、SNS 利用を含めた情報モラル教育を推進するなど、児童生徒の社会的意識を高めるとともに、保護者や地域社会への啓発に努める。

(5 ページ) 囲み部分修正

1-5 いじめへの対処

(3) 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じることが懸念される事案については、すみやかに警察に通報・相談の上、警察と連携し対処する。

(6 ページ) 囲み部分修正

1-7 関係機関との連携

(2) 警察との連携を強化し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との情報共有を積極的に行い、いじめ問題への早期対応、支援に努める。

(6 ページ) 囲み部分加筆

2-1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第 13 条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、県及び市の基本方針を

踏まえ、学校の実情に応じ、いじめの防止等の取組についての基本的な方向及び取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

（6 ページ）

- ・いじめの疑いに関する情報があった場合の緊急会議の招集及び迅速な情報収集、緻密な情報共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携体制の構築などが想定される。

（6 ページ）

2-4 いじめの早期発見

(1) いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、発生し持続することが多

踏まえ、学校の実情に応じ、いじめの防止等の取組についての基本的な方向及び取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

さらに策定した学校基本方針については、各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

（7 ページ） 囲み部分加筆

- ・いじめの疑いに関する情報があった場合の緊急会議の招集及び迅速な情報収集、緻密な情報共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携体制の構築

- ・学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む）などが想定される。

（7 ページ） 囲み部分修正

2-4 いじめの早期発見

(1) いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい形で発生し持続することが多

いという認識を持ち、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを敏感に発見しようとする必要がある。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう児童生徒の状況把握に努める。

(7ページ)

2-5 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、一部の教職員で対応を完結させることがないようにする。校内の「いじめ対策委員会」を中心に速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人権を守り健全な成長を支援するという教育的配慮を持って、加害児童生徒及び被害児童生徒に細やかに対応する。

多いという認識を持ち、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを敏感に発見しようとする必要がある。

このため、日頃から児童生徒の見守りや児童生徒との信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう状況把握に努める。

(7・8ページ) 囲み部分修正

2-5 いじめへの対処

- (1) 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、「いじめ対策委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、同項の規定に反する。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、

(2) 被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

(3) 加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて継続的に適切な指導・支援を行う。

(4) これらの対応について、学校全教職員が認識を共有し、保護者の協力を得て、教育委員会や関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(7 ページ)

いじめに係る情報を詳細に記録しておく。

(2) 「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加えて、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行うとともに、いじめによって欠席を余儀なくされている児童生徒の学習が継続できるよう適切な支援を行う。

(3) 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、被害児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

(4) これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会や関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(8 ページ) 囲み部分加筆

2-6 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件がともに満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断す

るものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長い期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長い期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、また被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員

(7 ページ)

2 - 6 地域社会・家庭との連携

(7 ページ)

2 - 7 関係機関との連携

いじめ防止等の対策のため、市教育委員会、警察、
県中央こども家庭相談センター、こどもサポートセン
ターゆう、法務局、医療機関などの関係機関と、日常
的な情報交換や連絡会議を開催するなど適切な連携を
進める。

2 - 8 教職員研修の実施

(8 ページ)

IV 重大事態への対処

の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行す
る。

上記のいじめが「解消している」状態に至った場合
でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ること
を踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生
徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観
察を行う。

(9 ページ) **囲み部分修正**

2 - 7 地域社会・家庭との連携

(9 ページ) **囲み部分修正**

2 - 8 関係機関との連携

いじめ防止等の対策のため、教育委員会、警察、県
中央こども家庭相談センター、こどもサポートセンタ
ーゆう、法務局、医療機関などの関係機関と、日常的
な情報交換や連絡会議を開催するなど適切な連携を進
める。

2 - 9 教職員研修の実施

(9 ページ) **囲み部分修正**

IV 重大事態への対処方針

(8 ページ)

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。また、自由な学習活動や人間関係の構築を妨げられている疑いがあるとき。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「**重大事態とはいえない**」と判断したとしても、迅速に報告・調査等に着手する。

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、**調査実施が**学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査主体となる。

(10 ページ) 囲み部分修正・加筆

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある**と認める**とき。また、自由な学習活動や人間関係の構築を妨げられている疑いがある**と認められる**とき。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が**重大事態との認識に至らずとも**、迅速に報告・調査等に着手する。

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査なくいじめの重大事態ではないと判断してはならない。

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、**調査実施により**学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査主体となる。

(9 ページ)

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

調査による事実関係の確認とともに、**いじめた**児童生徒への指導を行い、いじめ行為を中止させることに加えて、いじめの発生要因の除去に着手する。

イ) **いじめられた児童生徒**からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、**いじめられた児童生徒**からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の意向を汲んだ対応方針を協議したうえで、調査に着手する。在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査など調査方法を工夫して実施する。

(自殺の背景調査における注意事項)

児童生徒の自殺という事態**が起こった**場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景となった要因を慎重に**突き止める**こととする。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、**その死に至った**経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族及び児童生徒の心

(1 1 ページ) 囲み部分修正

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

ア) **被害児童生徒**からの聴き取りが可能な場合

調査による事実関係の確認とともに、**加害**児童生徒への指導を行い、いじめ行為を中止させることに加えて、いじめの発生要因の除去に着手する。

イ) **被害児童生徒**からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、**被害児童生徒**からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の意向を汲んだ対応方針を協議したうえで、調査に着手する。在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査など調査方法を工夫して実施する。

(自殺の背景調査における注意事項)

不幸にして児童生徒の自殺という事態**に至った**場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景となった要因を慎重に**解明する**こととする。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、**死を選ばざるを得なくなっ****た**経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺

情に十分配慮しながら行う。

(10ページ)

(3) その他留意事項

児童生徒の心身の保護を最優先し、最善の教育環境を整えるために可能なすべての対応を除外せず検討する。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会と学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人情報保護しつつ、慎重な情報収集と揺らぎのない情報発信をおこなうよう努める。

3 調査結果の提供及び報告

調査結果の説明を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、教育委員会は、

族及び児童生徒の心情に十分配慮しながら行う。

(12ページ) 囲み部分修正

(3) その他留意事項

児童生徒の心身の保護を最優先し、最善の教育環境を整えるために可能なあらゆる対応を除外せず検討する。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会と学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人情報保護しつつ、緻密な情報収集と的確な情報発信をおこなうよう努める。

3 調査結果の提供及び報告

調査結果の説明を踏まえて、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、教育委員会は、被害児童

いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

○ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切に説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

（11ページ）

4 市長による再調査及び措置

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、

生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

○ 被害児童生徒及びその保護者への適切な情報開示

教育委員会又は学校は、被害児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、被害児童生徒やその保護者に対して、適時・適切に説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。個人情報保護を理由として説明を省くことはできない。

（13ページ）**囲み部分修正**

4 市長による再調査及び措置

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、被害児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適

適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明するものとする。

(1 1 ページ)

附則

この方針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明するものとする。

(1 3 ページ) 囲み部分加筆

附則

この方針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

